

迅速微生物同定質量分析装置等一式 保守管理業務委託仕様書

1 目的

受注者は、本仕様書に基づき、神奈川県立循環器呼吸器病センター（以下「センター」という。）建物内に設置されている迅速微生物同定質量分析装置（機種名）等一式の保守業務を適切に行い、装置の機能を常に維持することを目的とする。

2 期間

機器設置日から令和9年9月30日まで

（ただし、機器設置日から令和5年9月30日までは無償保守期間とする。）

3 保守点検対象機器

(1) 迅速微生物同定質量分析装置（機種名）	1 式
(2) 迅速微生物同定質量分析装置（機種名）周辺機器	1 式
周辺機器	
・測定解析用システム用操作用パソコン	1 台
・測定解析用システム用操作用パソコン	1 台
・測定解析用システム用操作用プリンター	1 台
(3) 微生物感受性分析装置（機種名）	
(4) 微生物感受性分析装置（機種名）周辺機器	1 式
周辺機器	
・微生物感受性分析装置用プリンター	1 台

4 保守の内容

- (1) 契約期間中、受注者は迅速微生物同定質量分析装置等一式（機種名）について、年1回の定期点検を行うものとする。各機器の保守実施時期はその都度、当センターと調整の上決定すること。
- (2) ソフトウェア等のアップグレードが発生した場合は当センターの要請から3カ月以内に実施すること。
- (3) 対象機器に故障が発生したとき、当センターの連絡に基づき速やかに技術員を派遣し、点検及び必要な修理・調整を行う。点検の作業時間帯は、土曜、日曜、祝日、受注者の規定に基づく休日を除き、午前9時～午後5時15分とし、平日の午前9時から午後5時15分の間の修理に係るサービスマンの派遣・作業費用については、受注者の負担とする。また修理の受付は24時間365日とする。

5 費用の負担

契約期間中は、保守点検対象機器の交換部品を保有し、故障時及び点検時に部品交換を行った場合、消耗品を除く修理部品及び作業費は何度行った場合でも無償で対応すること。

6 支払い

定期点検ごとの検査に合格した後、受注者の適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。年間の支払回数は1回とし、その金額を当センターに請求することとする。

7 その他

- (1) メンテナンスについては、受注者が責任を持ち、短時間での対応ができるサービス拠点があること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項でも、保守管理上必要なものが発生した場合は、事前に当センターと協議した後に滞りなく具備すること。
- (3) 受注者は、医薬品医療機器等法に基づく医療機器修理業許可を受けていること。
- (4) 仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、疑事がある場合は、必ず当センターに確認すること。